

平成19年度(第78回事業年度)事業のご報告

平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで

商工組合中央金庫

平成19年度事業のご報告目次

	頁
○平成19年度事業報告書	1
1. 概要	1
2. 業務の実施状況	8
3. 借入金、財政融資資金等借入金、国庫補助金等	11
4. 資金供給業務としての出資・出資比率20%以上の出資先	11
5. 子会社、関連会社、関連公益法人等	11
6. 関係会社等の概況（商工中金との関係を含む）	12
7. 商工中金が対処すべき課題	12
○平成19年度財産目録	18
○第78回事業年度末（平成20年3月31日現在）貸借対照表	20
○第78回事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで） 損益計算書	28
○平成19年度剰余金処分	30

本誌は、商工組合中央金庫法第39条ノ2、商工組合中央金庫法施行規則第27条の6及び7により作成しています。

平成19年度事業報告書

1. 概要

【沿革】

昭和11年	5月	商工組合中央金庫法公布（6月施行）
昭和11年	10月	設立認可
昭和11年	11月	創立総会開催
昭和11年	12月	設立登記完了、業務開始、本所及び札幌ほか6支所開設
昭和60年	4月	商工組合中央金庫法改正案衆参両院で可決成立
昭和60年	5月	商工組合中央金庫法改正法公布（6月施行）
平成18年	5月	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）成立
平成19年	6月	株式会社商工組合中央金庫法公布（平成20年10月1日施行）

【根拠法】

「商工組合中央金庫法」（昭和11年5月27日法律第14号）という特別の法律に基づいて、昭和11年11月、政府が中小企業の組合との共同出資によって設立した半官半民の金融機関です。

【主務大臣】

主務大臣である経済産業大臣及び財務大臣の監督の下におかれています（法第41条）。

【目的】

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため、必要な業務を営むことを目的としています（法第1条）。

【業務内容】

①融資業務

設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債・シンジケートローン・アセットベーストレンディングや売掛債権流動化等の新しい金融手法の開発・普及にも取り組んでいます。

②預金・公金資金業務

中小企業団体（協同組合など）とその構成員（組合員）をはじめ、これらの役員の方々、公共団体、非営利法人、金融機関、債券のお取引先などから預金をお預かりしています。

③債券業務

中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。

④資金証券業務

中小企業の方々の資金調達・運用ニーズに的確に対応するため、また当金庫全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。

⑤国際業務

中小企業の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出に係るご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引に積極的に取り組んでいます。

⑥その他

- ・ 経営情報の提供
- ・ 中金会・ユース会に対する協力
- ・ 経済調査活動 など

【定款変更】

平成19年度は「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う変更が行われました。

【資本金額及び増減】

平成19年度は増資を行いませんでしたので、年度末の資本金は、平成18年度末と同額の政府出資4,053億6,710万円、組合出資1,173億9,790万円、合計5,227億65百万円です。

【所属団体】

年度間で195組合の所属がありましたが、他方、857組合が脱退となりましたので、662組合減少し、年度末の所属団体数は25,822組合となりました。

【役員】

①役員の名、役職、任期、経歴等（平成20年3月31日現在）

氏名	役職	任期	経歴
江崎 格	理事長	平成13年6月21日 ～平成21年6月20日	昭和40年4月 平成 9年7月 平成13年6月 通商産業省入省 産業政策局長 商工中金理事長
法師人 稔	専務理事	平成14年8月31日 ～平成20年8月30日	昭和46年7月 平成13年3月 平成14年8月 平成17年3月 商工中金入庫 人事部長 理事 専務理事
伊藤 学	理事	平成15年8月31日 ～平成21年8月30日	昭和47年4月 平成14年3月 平成15年8月 商工中金入庫 総務部長 理事
安倍 保	理事	平成17年3月10日 ～平成21年3月 9日	昭和49年4月 平成16年3月 平成17年3月 商工中金入庫 総合企画部長 理事
迎 陽一	理事	平成18年8月 1日 ～平成20年7月31日	昭和50年4月 平成16年6月 平成18年8月 通商産業省入省 大臣官房商務流通審議官 商工中金理事
荒波 辰也	理事	平成18年8月31日 ～平成20年8月30日	昭和49年4月 平成16年8月 平成18年8月 商工中金入庫 審査第一部長 理事
福山 登志彦	理事	平成18年8月31日 ～平成20年8月30日	昭和50年4月 平成16年7月 平成18年8月 日本銀行入行 総務人事局長 商工中金理事
山本 和茂	理事	平成19年3月10日 ～平成21年3月 9日	昭和50年4月 平成17年3月 平成19年3月 商工中金入庫 営業部長 理事
新保 昌義	理事	平成19年3月10日 ～平成21年3月 9日	昭和50年4月 平成17年3月 平成19年3月 商工中金入庫 総務部長 理事
野村 清二	理事	平成20年3月10日 ～平成22年3月 9日	昭和51年4月 平成17年3月 平成20年3月 商工中金入庫 総合企画部長 理事
白須 光美	監事	平成19年4月 1日 ～平成21年3月31日	昭和46年7月 平成15年8月 平成19年4月 大蔵省入省 (財)地域総合整備財団 常務理事 商工中金監事
園田 邦一	監事	平成20年3月10日 ～平成22年3月 9日	昭和51年4月 平成18年8月 平成20年3月 商工中金入庫 審査第一部長 監事
児玉 洋介	監事	平成16年4月10日 ～平成20年4月 9日	平成15年5月 平成16年4月 全国中小企業団体中央会監事 商工中金監事
以上13名			

②役員の数

- ・理事長1人、副理事長1人、理事3人以上及び監事2人以上（法第24条、定款第47条第1項）。
- ・専務理事を置くことができる（定款第47条第2項）。

③役員任期

- ・ 理事長及び副理事長の任期は4年、理事（専務理事を含む）及び監事の任期は2年（法第26条第3項）。

④役員異動

副理事長 大武 健一郎 平成20年3月31日 退任

理事 伊藤 学 平成19年8月31日 再任

理事 道添 直樹 平成20年3月10日 退任

理事 野村 清二 平成20年3月10日 就任

監事 原 保太郎 平成20年3月 9日 退任

監事 白須 光美 平成19年4月 1日 就任

監事 園田 邦一 平成20年3月10日 就任

⑤役員給与・退職金の支給基準

(平成20年3月31日現在)

1. 給与

種類	支給基準	
報酬 (月額)	理事長	1,211,000円
	副理事長	1,103,000円
	専務理事	1,016,000円
	理事	929,000円
	監事(常勤)	766,000円
調整手当 (月額)	報酬月額×0.14	
手当 (年額)	$\{ \text{報酬月額} + \text{調整手当月額} + \text{報酬月額} \times 0.25 + (\text{報酬月額} + \text{調整手当月額}) \times 0.2 \} \times 3.35$	

但し、平成18年3月31日から引き続き任にある役員については、その任期の間、以下の支給基準を適用する。

種類	支給基準	
報酬 (月額)	理事長	1,297,000円
	副理事長	1,183,000円
	専務理事	1,089,500円
	理事	996,000円
	監事(常勤)	821,000円
調整手当 (月額)	報酬月額×0.12	
手当 (年額)	$\{ \text{報酬月額} + \text{調整手当月額} + \text{報酬月額} \times 0.25 + (\text{報酬月額} + \text{調整手当月額}) \times 0.2 \} \times 3.35$	

2. 退職慰労金

退職の日における報酬月額×0.125×在籍期間(月数)×業績勘案率

※ なお、業績勘案率については理事長が委嘱した外部の専門家で構成する業績評価委員会が0.0～2.0の範囲内で決定。

[従業員の状況]

	職 員 数		増 減
	平成20年3月31日現在	平成19年3月31日現在	
男子職員	3,057	3,140	△83
女子職員	1,183	1,180	+ 3
合 計	4,240	4,320	△80

(注) 職員数は、嘱託、臨時雇員（平成20/3期732人、19/3期737人）を含んでいません。

[総代]

出資組合の中から選挙により選出された総代が、当金庫の最高意思決定機関としての総代会で経営上の重要事項の決議をしています（法第23条の規定により準用する産業組合法第38条ノ2、定款第53条）。

第20期は135組合が総代に選出されています。

【評議員】

主務大臣の認可を受け、理事長により任命された評議員（20名以内）が、業務経営に関する重要事項につき、理事長の諮問に応じています（法第27条、定款第51条）。

（評議員一覧）

（平成20年3月31日現在）

氏名	当初就任年月日	現職
福水 健文	平成19年 8月 9日	中小企業庁長官
鈴木 正規	平成19年 8月 9日	財務省大臣官房総括審議官
町田 勝弘	平成20年 3月 6日	農林水産省総合食料局長
山口 廣秀	平成18年 4月26日	日本銀行理事
薄井 信明	平成15年 2月17日	国民生活金融公庫総裁
安居 祥策	平成19年 1月30日	中小企業金融公庫総裁
鈴木 孝男	平成16年 7月27日	独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
佐伯 昭雄	平成17年 9月 9日	全国中小企業団体中央会会長
中村 利雄	平成19年12月20日	日本商工会議所専務理事
尾池 良行	平成19年 4月13日	全国卸商業団地協同組合連合会会長
村田 保	平成17年 9月 9日	全国工場団地協同組合連合会会長
原 信一	平成17年 4月16日	原信納入先協同組合副理事長
庄司 橙太郎	平成16年 7月27日	全国木材協同組合連合会理事
桑島 俊彦	平成15年 7月 8日	全国商店街振興組合連合会理事長
貝原 良治	平成19年 8月 9日	日本綿スフ織物工業組合連合会理事長
小笠原 和俊	平成17年 9月14日	愛知中央トラック事業協同組合理事長
小島 兼隆	平成19年 8月 9日	東京シティ協同組合顧問
小田 禎彦	平成14年 2月18日	和倉温泉旅館協同組合顧問
山下 雅生	平成17年 3月29日	日本ニット工業組合連合会副理事長
以上 19名		

（注）任期は3年（再任を妨げない）

【店舗等】

平成19年度中には、店舗等の数に異同はありませんでした。なお、年度末の店舗等の数は、本店1、支店92（うち海外1）、出張所3、事務所6（うち海外2）の合計102です（住所等はP14～17を参照）。

2. 業務の実施状況

【経済・金融情勢の回顧】

平成19年度のわが国経済は、緩やかな回復基調を維持したものの、年度後半にかけて減速感が強まりました。いわゆる「サブプライムローン問題」を契機とする金融市場の混乱の影響により、米国や欧州において景気が減速したことを受け、わが国の輸出の増勢は米国向けを中心にやや鈍化しました。こうしたなか、鉱工業生産は増加基調から横ばいに転じ、設備投資の増勢も鈍化しました。住宅投資は、建築基準法改正の影響により大幅に減少した後、持ち直しの動きがみられましたが、低い水準にとどまりました。雇用環境や所得環境の改善の動きが緩やかになったことから、個人消費は概ね横ばいで推移しました。この間、原油・穀物等の素原材料価格の上昇を受け、消費者物価の上昇幅は拡大しました。

中小企業についてみますと、景況は悪化が続き、内需型の一部業種において厳しさを増しました。当金庫の「中小企業月次景況観測」によると、売上高は増加基調が続きましたが、一部に需要の頭打ち感がみられました。また、素原材料価格の高騰を受けた仕入価格の上昇を、販売価格に十分転嫁できていないこと等から、採算は厳しい状況が続き、中小企業の倒産件数は増加傾向で推移しました。

金融面につきましては、夏場以降の金融市場の混乱や景気の先行き不透明感の高まりなどを背景に、日銀は年度を通じて政策金利を据え置きました。長期金利（新発10年国債利回り）は、夏場にかけて金利水準の正常化に向けた政策金利の引上げ期待が高まったことを背景に一時1.9%台半ばまで上昇しましたが、その後は低下基調に転じ、年度末には1.3%前後まで低下しました。円／ドル相場は、夏場にかけて円安方向で推移しましたが、その後は円高方向に転じ、3月には一時約12年半ぶりの円高水準である95円台に達しました。

【業務の実施状況】

①貸出金

年度間の貸出額については、長期資金は前年度対比217億円減少し、短期資金は前年度対比1兆1,063億円増加したことから、貸出額合計では前年度対比1兆846億円増加し、1兆4,163億円となりました。一方、貸出金残高については、前年度対比2,402億円減少し、年度末の貸出金は9兆1,149億円となりました。また、業種別構成では、製造業が33.7%、卸・小売業が30.7%、サービス業ほか35.6%となっています。貸出金残高のうち信用組合等委託代理貸付については、年度末の代理店総数は150、貸付金残高は97億円となりました。

②有価証券

年度末の有価証券保有残高は、前年度対比686億円減の1兆4,634億円となりました。

③債券

債券発行高については、利付債が2,270億円減少、割引債が1,799億円減少し、年度間で4,070億円減少しました。その結果、年度末の債券発行高は6兆8,219億円となりました。

債券発行高のうち、政府による引受の残高は300億円となっています。

また、利付債には、1年利付債3,135億円、3年利付債1兆6,779億円、7年利付債254億円、及び10年利付債846億円が含まれています。

④預金

年度末の預金残高は、前年度対比1,151億円増の2兆6,550億円となりました。

⑤譲渡性預金

年度末の譲渡性預金残高は、前年度対比27億円減の99億円となりました。

⑥借入金

年度末の借入金残高は、前年度対比269億円増の677億円となりました。

⑦証券業務

国債等の窓口販売については、年度間の販売額が5億円となりました。また、国債等のディーリングについては、年度間の売買高が529億円となりました。

なお、年度末の商品有価証券保有残高は0.9億円となりました。

⑧外国為替

貿易取扱高は前年度対比117百万ドル増加、貿易外取扱高は前年度対比113百万ドル増加、資本取引は前年度対比296百万ドル増加し、年度間の外国為替取扱高は、527百万ドル増の42億75百万ドルとなりました。

⑨内国為替

取扱件数が52千件減少した結果、年度間の内国為替取扱高は、5,788億円減の24兆3,175億円となりました。

⑩受託業務

貸付の受託業務については、年度末で貸付件数が94,033件、貸付金残高が5,193億円となりました。収納の受託業務については、年度間の取扱件数が767千件、取扱金額が2,578億円となりました。

(貸付業務受託先) 中小企業金融公庫、独立行政法人 福祉医療機構、財団法人日本船舶振興会、財団法人自転車産業振興協会、国民生活金融公庫、独立行政法人 中小企業基盤整備機構、独立行政法人 雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行

(収納業務受託先) 日本銀行、地方公共団体、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、NTT Docomoグループ9社、日本放送協会、電力会社9社、ガス会社33社、独立行政法人 勤労者退職金共済機構、独立行政法人 中小企業基盤整備機構

⑪私募債業務、信託契約代理業務・債権流動化業務

私募債業務については、従来より取組みを行っている担保附私募債に加えて、平成12年4月より「特定社債保証制度」に基づく信用保証協会保証付私募債、平成14年2月より当金庫保証付私募債を開始し、累計で3,937件、4,330億円の実績となりました。

信託契約代理業務については、年金信託が累計で11先、更に取引先の売掛債権流動化支援のため平成12年2月より開始した金銭債権信託に積極的に取組みました。信託方式による取引先の売掛債権流動化実績は累計で60先2,133件、6,408億円の実績となりました。また、平成14年7月からは、中小企業の保有する売掛債権（手形）を当金庫が直接取得することにより資金提供を行う手形ファクタリングの取扱を開始し、累計で49先1,364億円の実績となりました。

⑫シンジケートローン、アセットベースレンディング

シンジケートローンについては、資金調達ニーズへの対応、地域密着型金融の推進の観点から、主幹事案件の組成ならびに案件参加の双方に積極的に取り組んでおり、19年度は122件1,314億円の案件を組成するとともに、198件606億円の参加を行いました。また19年度は、売掛債権、在庫等、事業のライフサイクルに着目した手法としてアセットベースレンディングを推進し、当金庫単独での資金供給と地域金融機関等と協調した取組みを合わせ12件16億円の実績となりました。

⑬収支状況

経常収益が2,094億11百万円に対して、経常費用が1,921億58百万円となりましたので、経常利益は172億52百万円となりました。また、特別利益3億25百万円、特別損失37億29百万円、法人税、住民税及び事業税3億79百万円、法人税等調整額84億10百万円を加減算しました結果、当期純利益は218億78百万円となりました。

3. 借入金、財政融資資金等借入金、国庫補助金等

(単位：百万円)

	平成19年度	平成18年度	増 減
借入金	67,719	40,814	26,904
日本銀行	9,300	5,900	3,400
銀行	—	—	—
保険会社	40,000	20,000	20,000
地方公共団体	451	306	145
その他	17,967	14,608	3,359
財政融資資金	—	—	—
出資金	—	—	—
産業投資特別会計	—	—	—
利付債券引受	—	—	—
財政融資資金	—	—	—
国庫補助金	—	—	—
一般会計	—	—	—
中小企業等災害復旧資金利子補給金	—	—	—

(注) 借入金は年度末の残高であり、財政融資資金・国庫補助金は年度間に受け入れがないことを表しています。

4. 資金供給業務としての出資・出資比率20%以上の出資先

取引先の皆様方からの自己資本充実のニーズに応えるための構成員株式の取得（法第28条第1項第10号）につきましては、年度間で16先取得し、年度末の株式取得先数は366先、株式保有残高は186億円となりました。

なお、出資比率20%以上の先は該当ありません。

5. 子会社、関連会社、関連公益法人等

	関連公益法人
会社名	(財) 商工総合研究所
所在地	東京都江東区木場5-11-17
主な業務内容	中小企業の金融・組織化・産業構造等に関する調査、中小企業に関する調査研究に対する助成
設立年月日	昭和61年12月26日
資本金（基本財産）	750百万円
当金庫出資（出捐）比率	92.0%
役員	理事長 児玉 幸治 他役員10名 (うち兼任1名)
従業員	11名

「商工組合中央金庫法施行規則」第27条ノ6第1項第6号で定める子会社、関連会社はありません。

6. 関係会社等の概況(商工中金との関係を含む)

(財) 商工総合研究所と当金庫との関係について

我が国中小企業の健全な発展を図り、もって我が国経済の一層の発展に寄与するため、中小企業の金融、組織化等に関する調査研究、中小企業に関する調査研究に対する助成等を行うことは極めて重要であると考え、当金庫はこれらの事業を行う(財) 商工総合研究所に出捐するとともに、事業推進に要する経費の一部を助成しています。

7. 商工中金が対処すべき課題

当金庫がより一層お客様の信頼に応え、所属団体及びその構成員の皆様の成長・発展に積極的に貢献していくためには、中小企業金融の円滑化に万全を期すとともに、経営体質の強化を図っていくことが重要であると考えています。

皆さまご承知の通り、平成18年5月に成立いたしました行政改革推進法に基づく政策金融改革の方向性を受けて、平成19年5月、株式会社商工組合中央金庫法が成立いたしました。同法により、当金庫は平成20年10月に協同組織金融機関から特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)に移行し、その後おおむね5年から7年を目途として政府株式の全部が処分され、中小企業金融機能を維持するために必要な措置が講じられたうえで完全民営化されることとなりました。

平成20年10月の新体制移行を迎えるにあたり、その後の完全民営化の道筋をより確固たるものとするために、目指すべき方向として「企業理念」を制定し、その「企業理念」に当金庫の使命として以下の3点を掲げました。

- ・ 中小企業による中小企業のための金融機関である商工中金にとって、お客さまの成長こそが私たちの成長です。
- ・ 私たちは、お客さまの立場になって長期的な視点で企業を見つめ、創業以来培ってきた中小企業経営への深い理解力と先進的な金融手法を始めとする総合金融サービス、そして、全国に展開するネットワーク力を最大限に活かし、企業のライフステージに応じたソリューションでお客さまの持続的成長を支援してまいります。
- ・ お客さまと分かち合った無数の喜びが、各地で実を結び、やがて日本の新たな力を創造していく、これこそが私たち商工中金の使命です。

これらの使命実現のための取組みとして、当金庫は新たな戦略体系として第一次中期経営計画を策定しました。この計画に基づき、取引先が抱える経営上の課題に対して質の高いソリューション機能を提供し取引先の企業価値向上に貢献して参ります。

加えて、中小企業を巡る金融・経済環境の変化に対し、長期的な取引スタンスに基づく安定的な資金供給とセーフティネット機能の発揮に取り組むとともに、新たな手法や外部機関等との連携を通じた多角的な再生手法を活用することにより、企業再生に向けた取組みを一層強化いたします。更に取引先の経営上の課題や社会的課題への対応を目的とした総合支援策等を活用し、地方公共団体等との連携に積極的に取り組んで参ります。

また、「資金調達基盤の拡充」「健全な経営基盤の構築」に積極的に取り組むとともに、新体制移行に向けて顧客満足度を高め、社会や顧客の信頼をより強固なものにしていくため、コンプライアンスの徹底等、「内部管理態勢整備」の高度化へ不断に取り組んで参ります。

(店舗等一覧)

(平成20年3月31日現在)

	〒	住 所	電話番号
本 店	104-0028	中央区八重洲2-10-17	03 (3272) 6111
札 幌	060-0042	札幌市中央区大通西4-1	011 (241) 7231
函 館	040-0063	函館市若松町3-6	0138 (23) 5621
帯 広	080-0013	帯広市西三条南6-20-1	0155 (23) 3185
釧路事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1	0154 (42) 0671
旭 川	070-0035	旭川市五条通9-1703-81	0166 (26) 2181
青 森	030-0823	青森市橋本1-4-5	017 (734) 5411
八 戸	031-0086	八戸市大字八日町40-2	0178 (45) 8811
盛 岡	020-0021	盛岡市中央通3-4-6	019 (622) 4185
仙 台	980-0021	仙台市青葉区中央2-10-30	022 (225) 7411
秋 田	010-0001	秋田市中通2-4-19	018 (833) 8531
山 形	990-0038	山形市幸町2-1	023 (632) 2111
酒 田	998-0044	酒田市中町2-6-22	0234 (24) 3922
福 島	960-8031	福島市栄町8-1	024 (522) 2171
会津若松事務所	965-0816	会津若松市南千石町6-5	0242 (26) 2617
水 戸	310-0021	水戸市南町3-5-7	029 (225) 5151
宇 都 宮	320-0861	宇都宮市西1-1-15	028 (633) 8191
足 利	326-0814	足利市通2-2751	0284 (21) 7131
前 橋	371-0026	前橋市大手町2-6-17	027 (224) 8151
さいたま	330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-13	048 (822) 5151
熊 谷	360-0042	熊谷市本町2-95	048 (525) 3751
千 葉	260-0028	千葉市中央区新町3-13	043 (248) 2345
松 戸	271-0092	松戸市松戸1846-2	047 (365) 4111
新 木 場	136-0082	江東区新木場1-18-6	03 (5569) 1711
神 田	101-0045	千代田区神田鍛冶町3-3-12	03 (3254) 6811
渋 谷	150-0002	渋谷区渋谷2-17-5	03 (3486) 6511
八 王 子	192-0081	八王子市横山町2-5	042 (646) 3131
上 野	110-0005	台東区上野1-10-12	03 (3834) 0111
大 森	143-0016	大田区大森北1-1-10	03 (3763) 1251
京浜島出張所	143-0003	大田区京浜島2-10-2	03 (3799) 0331
押 上	130-0002	墨田区業平3-10-8	03 (3624) 1161
浦安出張所	279-0025	浦安市鉄鋼通り2-1-6	047 (355) 8011
新 宿	160-0023	新宿区西新宿1-22-2	03 (3340) 1551

深川	135-0042	江東区木場5-11-17	03 (3642) 7131
東京	105-0012	港区芝大門2-12-18	03 (3437) 1231
池袋	171-0022	豊島区南池袋1-21-10	03 (3988) 6311
横浜	231-0003	横浜市中区北仲通4-40	045 (201) 3952
川崎	210-0007	川崎市川崎区駅前本町26-4	044 (244) 1101
横浜西口	220-0004	横浜市西区北幸1-11-1	045 (314) 3211
新潟	951-8061	新潟市中央区西堀通四番町816-10	025 (228) 2181
長岡	940-0061	長岡市城内町1-2-10	0258 (35) 2121
甲府	400-0032	甲府市中央1-6-16	055 (233) 1161
長野	380-0814	長野市西鶴賀町1483-11	026 (234) 0145
松本	390-0811	松本市中央1-23-1	0263 (35) 6211
諏訪	392-0026	諏訪市大手1-14-6	0266 (52) 6600
岐阜	500-8828	岐阜市若宮町9-16	058 (263) 9191
高山事務所	506-0025	高山市天満町5-1	0577 (32) 3353
静岡	420-0853	静岡市葵区追手町6-3	054 (254) 4131
浜松	430-0917	浜松市中区常盤町133-1	053 (454) 1521
沼津	410-0832	沼津市御幸町17-5	055 (931) 2924
熱田	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭2-2-33	052 (682) 3111
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3-23-18	052 (951) 7581
豊橋	440-0897	豊橋市松葉町3-71-2	0532 (52) 0221
津	514-0032	津市中央6-30	059 (228) 4155
四日市	510-0074	四日市市鶴の森1-3-20	059 (351) 4871
富山	930-0083	富山市総曲輪3-1-21	076 (421) 4126
高岡	933-0021	高岡市下関町2-10	0766 (25) 5431
金沢	920-0964	金沢市本多町3-1-25	076 (221) 6141
福井	910-0005	福井市大手3-14-9	0776 (23) 2090
大津	520-0047	大津市浜大津1-2-22	077 (522) 6791
彦根	522-0073	彦根市旭町9-3	0749 (24) 3831
京都	604-0953	京都市中京区富小路通御池上ル守山町156-3	075 (221) 3181
大阪	550-0011	大阪市西区阿波座1-7-13	06 (6532) 0309
堺	590-0972	堺市堺区竜神橋町2-1-2	072 (232) 9441
梅田	530-0012	大阪市北区芝田2-1-18	06 (6372) 6551
船場	542-0081	大阪市中央区南船場1-18-17	06 (6261) 8431
箕面船場	562-0035	箕面市船場東2-5-47	072 (729) 9181
東大阪	577-0013	東大阪市長田中2-1-32	06 (6746) 1221

神戸	650-0032	神戸市中央区伊藤町1 1 1	0 7 8 (3 9 1) 7 5 4 1
姫路	670-0015	姫路市総社本町1 1 1	0 7 9 2 (2 3) 8 4 3 1
尼崎	660-0892	尼崎市東難波町5 - 1 9 - 8	0 6 (6 4 8 1) 7 5 0 1
奈良	630-8227	奈良市林小路町8 - 1	0 7 4 2 (2 6) 1 2 2 1
和歌山	640-8033	和歌山市本町3 - 2 7	0 7 3 (4 3 2) 1 2 8 1
鳥取	680-0023	鳥取市片原2 - 2 1 8	0 8 5 7 (2 2) 3 1 7 1
米子	683-0067	米子市東町1 6 8	0 8 5 9 (3 4) 2 7 1 1
松江	690-0887	松江市殿町2 1 0	0 8 5 2 (2 3) 3 1 3 1
浜田事務所	697-0027	浜田市殿町1 2 4 - 2	0 8 5 5 (2 3) 3 0 3 3
岡山	700-0818	岡山市蕃山町4 - 1	0 8 6 (2 2 5) 1 1 3 1
広島	730-0051	広島市中区大手町2 - 1 - 2	0 8 2 (2 4 8) 1 1 5 1
広島西部	733-0833	広島市西区商工センター1 - 1 4 - 1	0 8 2 (2 7 7) 5 4 2 1
福山	720-0814	福山市光南町1 - 1 - 3 0	0 8 4 (9 2 2) 6 8 3 0
下関	750-0016	下関市細江町1 - 1 - 1 3	0 8 3 2 (2 3) 1 1 5 1
徳山	745-0034	周南市御幸通1 - 1 0	0 8 3 4 (2 1) 4 1 4 1
徳島	770-0901	徳島市西船場町2 - 3 0	0 8 8 (6 2 3) 0 1 0 1
高松	760-0052	高松市瓦町1 - 3 - 8	0 8 7 (8 2 1) 6 1 4 5
松山	790-0001	松山市一番町2 - 6 - 4	0 8 9 (9 2 1) 9 1 5 1
高知	780-0870	高知市本町4 - 2 - 4 6	0 8 8 (8 2 2) 4 4 8 1
福岡	810-0001	福岡市中央区天神1 - 1 3 - 2 1	0 9 2 (7 1 2) 6 5 5 1
福岡流通外出張所	813-0034	福岡市東区多の津1 - 7 - 1	0 9 2 (6 2 2) 2 8 2 1
久留米	830-0032	久留米市東町4 2 - 2 1	0 9 4 2 (3 5) 3 3 8 1
北九州	802-0003	北九州市小倉北区米町2 - 1 - 2	0 9 3 (5 3 3) 9 5 6 7
佐賀	840-0815	佐賀市天神1 - 1 - 2 4	0 9 5 2 (2 3) 8 1 2 1
長崎	850-0841	長崎市銅座町2 - 1 3	0 9 5 (8 2 3) 6 2 4 1
佐世保	857-0053	佐世保市常盤町4 - 2 1	0 9 5 6 (2 3) 8 1 4 1
熊本	860-0846	熊本市城東町2 - 2 3	0 9 6 (3 5 2) 6 1 8 4
大分	870-0034	大分市都町2 - 1 - 6	0 9 7 (5 3 4) 4 1 5 7
宮崎	880-0812	宮崎市高千穂通1 - 7 - 3 8	0 9 8 5 (2 4) 1 7 1 1
鹿児島	892-0847	鹿児島市西千石町1 7 - 2 4	0 9 9 (2 2 3) 4 1 0 1
那覇	900-0015	那覇市久茂地2 - 2 2 - 1 0	0 9 8 (8 6 6) 0 1 9 6

ニューヨーク	666Fifth Avenue, 9th Floor, New York, N. Y. 10103 U. S. A.	1 2 1 2 (5 8 1) 2 8 0 0
香港駐在員事務所	Suite 4004, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong	8 5 2 (2 5 2 4) 5 1 1 1
上海駐在員事務所	上海市延安西路2201号上海国際貿易中心大厦1706室	8 6 2 1 (6 2 7 5) 3 8 6 0

平成19年度財産目録

(第78回事業年度)

平成20年3月31日現在

資産の部

(単位：百万円)

科 目	摘 要	金 額
貸 出 金		9,114,977
証 書 貸 付	証書 166,241通	6,221,262
手 形 貸 付	手形 22,887通	897,016
当 座 貸 越	23,165口	1,475,817
割 引 手 形	手形 196,485通	520,881
外 国 為 替		7,243
買 入 外 国 為 替	116口	1,010
取 立 外 国 為 替	476口	2,118
外 国 他 店 預 け	37口	4,114
有 価 証 券		1,463,473
国 債	額面 916,400百万円	924,830
地 方 債	額面 36,694百万円	37,065
社 債	額面 408,898百万円	410,496
株 式	株数 34,384千株	23,559
そ の 他 の 証 券	額面 71,693百万円	67,520
特 定 取 引 資 産		13,580
商 品 有 価 証 券		99
特 定 金 融 派 生 商 品		13,480
買 入 金 銭 債 権	485口	37,549
コ ー ル ロ ー ン	2口	15,429
現 金 預 け 金		74,118
現 金		31,276
預 け 金	240個所	42,842
そ の 他 資 産		29,196
未 決 済 為 替 貸	5口	3
前 払 費 用		19
未 収 収 益		6,549
金 融 派 生 商 品		2,057
そ の 他 の 資 産		20,566
有 形 固 定 資 産		41,940
建 物	建物 222,154平方メートル	16,514
土 地	土地 104,905平方メートル	24,303
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	車輛 49台	1,122
	什器 10,737個	
無 形 固 定 資 産		6,491
ソ フ ト ウ ェ ア		5,535
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	6,612口	956
繰 延 税 金 資 産		68,486
支 払 承 諾 見 返		71,867
支 払 承 諾 見 返	2,149口	68,230
代 理 貸 付 保 証 見 返	310口	3,636
貸 倒 引 当 金		△221,404
合 計		10,722,950

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

負債の部

(単位：百万円)

科 目	摘 要	金 額
債 券 発 行 高	496口	6,821,949
預 金		6,821,949
定 期 預 金	247,480口	2,655,067
通 知 預 金	1,984口	1,424,987
普 通 預 金	366,260口	59,399
当 座 預 金	31,746口	639,251
公 金 預 金	295口	449,636
そ の 他 の 預 金	227,032口	18,186
讓 渡 性 預 金	6口	63,605
借 用 金		9,917
借 入 金	291口	67,719
特 定 取 引 負 債		9,108
特 定 金 融 派 生 商 品		9,108
コ ー ル マ ネ ー	7口	24,547
売 現 先 勘 定		39,896
外 国 為 替		75
売 渡 外 国 為 替	11口	12
外 国 他 店 借	5口	62
そ の 他 負 債		299,365
未 決 済 為 替 借 用	70口	0
未 払 費 用		18,533
未 払 法 人 税 等		300
前 受 収 益		18,361
従 業 員 預 り 金		7,821
金 融 派 生 商 品		1,170
未 払 債 券 元 金		249,680
そ の 他 の 負 債		3,497
賞 与 引 当 金		4,520
退 職 給 付 引 当 金		20,285
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		92
睡 眠 債 券 等 払 戻 損 失 引 当 金		3,684
支 払 承 諾		71,867
支 払 承 諾	2,149口	68,230
代 理 貸 付 保 証	310口	3,636
合 計		10,028,097
差 引 純 財 産 額		694,852

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第78回事業年度末(平成20年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸出金	9,114,977	債券	6,821,949
証券	6,221,262	債券発行高	6,821,949
手形	897,016	預金	2,655,067
当座	1,475,817	定期預金	1,424,987
割引	520,881	通知預金	59,399
外国為替	7,243	普通預金	639,251
買入外国為替	1,010	当座預金	449,636
取立外国為替	2,118	公金預金	18,186
外国他店預け	4,114	その他の預金	63,605
有価証券	1,463,473	譲渡性預金	9,917
国債	924,830	借入金	67,719
地方債	37,065	特定取引負債	9,108
株式	410,496	特定金融派生商品	9,108
その他の証券	67,520	コールマネー	24,547
特定取引資産	13,580	売現先勘定	39,896
商品有価証券	99	外国為替	75
特定金融派生商品	13,480	売渡外国為替	12
買入金銭債権	37,549	外国他店借	62
コールローン	15,429	その他の負債	299,365
現金預け金	74,118	未決済為替借	0
現金	31,276	未払費用	18,533
預け金	42,842	未払法人税等	300
その他の資産	29,196	前受収益	18,361
未決済為替	3	従業員預り金	7,821
前払費用	19	金融派生商品	1,170
未収収益	6,549	未払債券元金	249,680
金融派生商品	2,057	その他の負債	3,497
その他の資産	20,566	賞与引当金	4,520
有形固定資産	41,940	退職給付引当金	20,285
建物	16,514	役員退職慰労引当金	92
土地	24,303	睡眠債券等払戻損失引当金	3,684
その他の有形固定資産	1,122	支払承諾	71,867
無形固定資産	6,491	支払承諾	68,230
ソフトウェア	5,535	代理貸付保証	3,636
その他の無形固定資産	956	負債の部合計	10,028,097
繰延税金資産	68,486	(純資産の部)	
支払承諾見返	71,867	資本金	522,765
支払承諾見返	68,230	政府出資金	405,367
代理貸付保証見返	3,636	組合出資金	117,397
貸倒引当金	△ 221,404	利益剰余金	169,312
		利益準備金	30,210
		その他利益剰余金	139,101
		任意積立金	113,633
		特別積立金	113,169
		退職給与基金	464
		当期末処分利益	25,467
		出資者勘定合計	692,077
		その他有価証券評価差額金	2,776
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		評価・換算差額等合計	2,775
		純資産の部合計	694,852
資産の部合計	10,722,950	負債及び純資産の部合計	10,722,950

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法の償却方法に基づく定率法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ12百万円減少しております。

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

7. 債券繰延資産の処理方法

債券発行費用は、支出時に全額費用として処理しております。

8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- 数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)
- にて、発生の翌期から定額法により損益処理
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は13百万円、特別損失は79百万円それぞれ増加し、経常利益は13百万円、税引前当期純利益は92百万円それぞれ減少しております。
13. 睡眠債券等払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、睡眠債券等払戻損失引当金として計上しております。
- 債券・預金・未払配当金等について、一定の要件を満たしたものは負債計上の中止（雑益処理）をしておりますが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は222百万円、特別損失は3,462百万円それぞれ増加し、経常利益は222百万円、税引前当期純利益は3,684百万円それぞれ減少しております。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。
- なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1百万円（税効果控除前）であります。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
- なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
18. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
19. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
20. 有形固定資産の減価償却累計額 54,534百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 18,688百万円
22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は84,665百万円、延滞債権額は240,174百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,062百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は97,887百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は426,790百万円であります。
- なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は521,891百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 265,356百万円

担保資産に対応する債務

預金 7,128百万円

借入金 9,300百万円

売現先勘定 39,896百万円

上記のほか、為替決済、外為円決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券208,989百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金・敷金等は、3,363百万円であります。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 262,037百万円であります。

31. 1口当たりの純資産額 132円91銭

32. 商工組合中央金庫法施行規則第27条ノ8第2号に規定されているその他有価証券評価差額金に計上した金額は、2,776百万円であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	99	△0

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	243,736	245,285	1,549	1,576	26
社債	7,866	7,873	7	18	11
その他	4,019	3,988	△31	—	31
合計	255,622	257,147	1,524	1,595	70

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	12,311	16,069	3,758	4,612	854
債券	850,606	854,532	3,926	4,148	222
国債	677,938	681,093	3,155	3,308	153
地方債	36,925	37,065	140	156	15
社債	135,742	136,373	630	683	52
その他	65,630	61,976	△3,653	36	3,690
合計	928,548	932,579	4,030	8,797	4,767

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

34. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	380,779	1,111	3,368

35. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	7,490
債券	266,257
その他の証券	21,255

36. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	518,126	847,690	6,575	-
国債	414,265	510,564	-	-
地方債	11,774	25,291	-	-
社債	92,086	311,834	6,575	-
その他	29,574	25,686	20,989	9,476
合計	547,700	873,377	27,565	9,476

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、790,508百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が747,303百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	62,679百万円
退職給与引当金	5,691
その他	8,803

繰延税金資産小計 77,175

評価性引当額 △ 7,434

繰延税金資産合計 69,740

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 1,254

繰延税金負債合計 1,254

繰延税金資産の純額 68,486百万円

39. 「株式会社商工組合中央金庫法」（平成19年法律第74号）が平成19年6月1日に公布され、平成20年10月1日以降開始する事業年度より適用される法人税率、及び事業税率が変更されることとなります。

この変更により、当金庫の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成20年10月1日以降開始する事業年度の法定実効税率は、当期の31.12%から40.40%となり、「繰延税金資産」は11,160百万円増加し、当期に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1口当たり当期純利益 4円18銭
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. 減損損失におけるグルーピングについては営業店単位を基礎とし、本部、厚生施設等は共用資産、遊休資産については各物件単位としております。
- 減損損失の測定には回収可能価額を使用しており、回収可能価額は正味売却価額に基づき算定しております。
5. その他の特別損失は、役員退職慰労引当金の繰入額79百万円及び睡眠債券等払戻損失引当金の繰入額3,462百万円であります。

平成19年度剰余金処分

(第78回事業年度)

平成19年4月 1日から

平成20年3月31日まで

(単位：円)

当期末処分利益	25,467,987,154
任意積立金取崩額	464,301,770
退職給与基金取崩額	464,301,770
計	25,932,288,924
これを次の通り処分する。	
利益処分量	21,821,937,000
利益準備金	2,200,000,000
特別積立金	16,100,000,000
組合出資配当金(年3分の割)	3,521,937,000
次期繰越利益	4,110,351,924

前記の通りであります。

平成20年6月17日

商工組合中央金庫

理事長	江崎	格
専務理事	法師人	稔
理事	伊藤	学
理事	安倍	保
理事	迎	陽一
理事	荒波	辰也
理事	福山	登志彦
理事	山本	和茂
理事	新保	昌義
理事	野村	清二

平成19年度（第78回事業年度）

監事意見書

商工組合中央金庫

平成20年5月23日

商工組合中央金庫

理事長 江崎 格 殿

監事 白須 光美 ⑩

監事 園田 邦一 ⑩

監事 児玉 洋介 ⑩

監事意見書の提出について

私たち監事は、商工組合中央金庫法第39条の2第3項に定める意見書を、商工組合中央金庫定款第79条第1項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

別紙

監事意見書

私たち監事は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第78回事業年度における商工組合中央金庫の業務を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務執行状況に関する報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び主要な従たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、また監査法人から報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表及び損益計算書、並びに財産目録及び事業報告書のうち会計に関する部分については、監査法人の監査の方法及び結果も踏まえ検討した結果、金庫の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 財産目録及び事業報告書のうち会計に関する部分以外についても、法令及び定款に従い、金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 剰余金処分案は、金庫の財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。

平成19年度（第78回事業年度）

独立監査人の監査報告書

商工組合中央金庫

独立監査人の監査報告書

平成20年5月16日

商工組合中央金庫
理事長 江崎 格 殿

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 木 一 昭 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 林 尚 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、貴金庫の委嘱に基づき、商工組合中央金庫の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第78回事業年度の計算書類、すなわち、財産目録（会計に関する部分に限る。）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び剰余金処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、財産目録、事業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、財産目録、事業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及び附属明細書（財産目録、事業報告書及び附属明細書は会計に関する部分に限る。）が、商工組合中央金庫法及び商工組合中央金庫法施行規則に準拠して、当該計算書類及び附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

貸借対照表の注記13に記載されているとおり、金庫は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）を当事業年度から適用し、睡眠債券等払戻損失引当金を計上している。

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上